

# 新宿区立牛込第二中学校いじめ防止全体計画

**関係法令等**

- 日本国憲法
- いじめ防止対策推進法
- 新宿区教育委員会の基本方針
- 新宿区教育ビジョン 等

**本校の教育目標**

人間尊重の精神を基盤として、知性、感性、道徳性に富み、生涯を通して主体的に学ぶ生徒の育成を願って

- 一、自ら学び、考え、行動できる人
- 一、思いやりと責任感のある人
- 一、健康で心豊かな人

**社会的背景**

- 時代や社会の要請
- 生徒の実態
- 保護者や地域の願い
- 教職員のご願い

**特別活動**

学級活動 ○計画的に「いじめ防止」の取り組みを行い、「いじめの早期発見と解決」や「互いを思いやる健全な生活態度の育成」に努める。

生徒会活動 ○各活動において、「いじめ防止」に対する生徒の自発的、自律的活動を促し、全校生徒の「いじめ防止」への意識喚起と態度を育成する。

学校行事 ○学校・学年・学級の一員としての自覚を高め、それぞれの役割を果たさせ、特に協調性、連帯感、思いやりの心を育てる活動を充実させる。

**本校のいじめ防止基本方針**

- いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組む。
- いじめはどの子どもにも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- 保護者、地域、関係機関等と連携し、力を合わせて、いじめの解決に取り組む。

**各教科**

- 各教科の目標を達成する中で、生徒一人一人を尊重した「わかる授業」を実践する。
- 人権感覚を高め、「いじめ防止」につながる教材の工夫を行い、教師と生徒、生徒相互の人間関係が深まるような学習指導を展開する。
- 見学、実験、観察など体験学習やグループ学習、共同制作など学習形態の工夫を通して、互いに学びあい、互いを涵養する道徳性を養う。
- 指導内容・方法の改善、充実を図り、生徒一人一人の感じ方、考える力の育成に努めるとともに、それらを尊重する態度の育成に努める。
- 相互に協力し合い、励まし合う学習態度の育成に努める。

**いじめ防止対策委員会(生活指導部)**

【構成】 校長、副校長、生活指導主任、生活指導担当、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー

【活動内容】 ① いじめに関する情報収集(アンケート作成等)と情報の共有  
② いじめとして対応すべき事案の判断  
③ いじめに対する指導の在り方の協議  
④ いじめ防止策の協議  
⑤ 校内研修会の企画・運営  
⑥ 年間指導計画の策定と進行管理 等

**生徒指導**

- 全教育活動を通して、家庭・地域との連携を深め、善悪の判断や不正を見逃さない態度、悩みや不安を乗り越えられる意志を育てるとともに、基本的な生活習慣を定着させる。
- 道徳教育を充実して、生命尊重の精神や思いやりの心を養い、「いじめをしない」「いじめを許さない」正しい判断力と行動力を身につけさせる。

| いじめ発生時(重大事態発生) |  |   |   |
|----------------|--|---|---|
|                | いじめ対策委員会   | 緊急対策委員会   | 学校サポートチーム   |
| <b>メンバー</b>    | 校長、副校長、生活指導主任、PTA会長、PTA副会長等                          | いじめ対策委員会、関係担任、関係学年主任、関係学年職員等  | 校長、副校長、生活指導主任、スクールコーディネーター、警察、主任児童委員、民生委員、スクールサポーター、教育委員会 等 |
| <b>活動内容</b>    | ○PTAへの協力依頼<br>○保護者対応の支援<br>○地域との連携<br>○地域での声掛けや見守りなど | ①迅速、正確な情報収集<br>・いじめられた生徒の立場を尊重(秘密保持)した調査<br>・複数での対応、事実の記録<br>②的確な指示と早期対応<br>・指導方針の検討と情報管理<br>・連携の推進<br>③再発防止に向けた取組<br>・方針作りと具体策の検討<br>・具体策の推進 | ○いじめの状況把握<br>○方針及び対策の協議<br>○関係機関との連携の協議                     |

**道徳**

- 道徳的判断力を高め、道徳的実践力の育成を通じて、「いじめ防止」や「いじめのない学校作り」への意識を高める。
- 「いじめ防止」に向けた内容を計画的に行う。
- 「心のノート」「心みつめて」の活用を工夫する。
- 地域の方などがステイチャーの活用を図る。

**全教職員**

- いじめの防止や早期発見に向けた取組
  - ・生徒の観察(各授業内、休み時間、放課後、部活動、保健室など)と生徒情報の共有
  - ・アンケートの実施と活用(年4回、「ふれあい月間」及び9月に実施)
  - ・hyper-QUの活用(6月、11月実施)
  - ・教育相談の活用(日常の相談・三者面談・SCとの面談等)、ふれあい相談の実施
  - ・人権教育プログラム、いじめ防止プログラム等の活用
- いじめの解決に向けた取組
  - ・被害生徒の保護と加害生徒・関係生徒の指導
  - ・被害生徒の保護者、加害生徒の保護者、関係生徒保護者の対応
  - ・事実関係の掌握と情報の共有
  - ・共通理解に基づいた解決に向けた対応(学年・担任を中心とし、学校全体で組織的に)
- いじめの再発防止に向けた取組
  - ・「いじめをしない。させない」指導の徹底 → 基本方針の徹底・対応マニュアルの活用 等
  - ・原因を失くす指導の徹底 → 「日々のわかる授業の実践」・良好な人間関係の構築 等

**いじめ防止年間指導計画**

| 月 | 4   | 8   | 12   |
|---|---|---|--|
| 4 | ○実態把握(生徒観察重点月間)<br>○保護者との連携(保護者会)<br>○校内研修              | ○実態把握(生徒観察重点月間)<br>○保護者との連携(三者面談)<br>○校内研修(hyper-QUの分析)               | ○実態把握(学校生活アンケート)<br>○保護者との連携(三者面談)<br>○hyper-QUの分析 ○学校評価 |
| 5 | ○実態把握(生徒観察重点月間)   | ○ふれあい週間(外部人材活用)<br>○アンケートの実施<br>○道徳授業地区公開講座                           | ○実態把握(生徒観察重点月間)<br>○校内研修                                 |
| 6 | ○ふれあい月間(講話、学級指導、学年指導)<br>○実態把握(アンケート調査)<br>○hyper-QUの実施 | ○実態把握(生徒観察重点月間)   | ○ふれあい月間(講話・学級指導、学年指導)<br>○実態把握(アンケート調査)                  |
| 7 | ○実態把握(学校生活アンケート・三者面談)<br>○保護者との連携(保護者会)                 | ○ふれあい月間(講話、学級指導、学年指導)<br>○実態把握(アンケート調査)<br>○ふれあい相談の実施<br>○hyper-QUの実施 | ○実態把握(生徒観察重点月間)<br>○保護者との連携(保護者会)<br>○校内研修               |